

おめでとうございます

2月25日、三豊市消防団が平成21年度消防団等地域活動表彰を受賞しました。この賞は、地域防災力の向上や地域住民の安全安心に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団を対象に消防庁が決定するもので、式では、消防庁長官から団長へ表彰状と記念品が授与されました。

平成21年度消防団等地域活動表彰 三豊市消防団



宝くじの助成金で整備

財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業により、宝くじの助成金で祭用具を整備しました。



汐木自治会（三野町）
獅子頭、獅子油単、太鼓



上分地区（高瀬町）
獅子頭、獅子油単
獅子鉦、太鼓等



竹田土井園自治会（豊中町）
獅子頭、太鼓



マリソウエープが市に譲与されます

香川県立三豊圏域生きがい中核施設マリソウエープは、4月1日より、三豊市文化会館「マリソウエープ」に名前が変わります。



これは、マリソウエープが県から市に譲与されることに伴うもので、施設の利用については今まで通りです。

問い合わせ
地域振興課

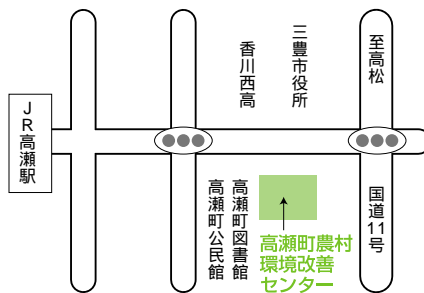
73・3013

建設経済部・農業委員会事務局が移転しました

移転前 豊中町農村環境改善センター
移転後 高瀬町農村環境改善センター

〒767-8585
三豊市高瀬町下勝間2373番地

この移転に伴い、これまで支所事業課で行っていた業務を本課（高瀬）に集中させます。なお、支所には事業課業務の窓口担当を配置します。



部 課 名	電話番号	F A X	業務内容
農業振興課	73 - 3040	73 - 3047	農業・林業・水産（内水面）の振興に関する事
土地改良課	73 - 3041		土地改良事業・土地改良区に関する事
商工観光課	73 - 3042		商工振興・観光・労政に関する事
建設課	73 - 3043		道路・河川等の新設・改良・維持管理に関する事
建築課	73 - 3044		建築基準法・建築確認に関する事
住宅課	73 - 3045		市営住宅に関する事
港湾水産課 移転なし (詫間支所内)	83 - 8806 (変更なし)	83 - 4701 (変更なし)	港湾・漁港に関する事
農業委員会事務局	73 - 3046	73 - 3047	農業振興・農地の権利移転に関する事

問い合わせ 人事課

73・3002

7月1日から公害防止条例施行規則が運用されます

健康で文化的な生活を確保するために、また、生活環境を保全するために、市では公害防止条例を制定しています。この条例に基づく指定工場や指定施設、また、規制基準や届け出様式などの施行規則を定め、平成22年7月1日から運用することで、次の工場等は新たに届け出が必要となります。

新たに届け出が必要な工場等（業種）

48の業種と3つの施設（左表）

届け出の流れについて

7月1日現在、すでに工場等が設置されているかどうかにより、届け出の流れ（下図）が変わります。

5月号は、「指定施設」についてお知らせします。

問い合わせ 環境衛生課 73・3007



番号	業 種	
1	畜産農業のうち次に掲げるもの (1) 豚飼養業（豚房施設の総面積30㎡以上） (2) 牛飼養業（牛房施設の総面積100㎡以上） (3) 鶏飼養業（鶏飼養施設の延面積300㎡以上）	
2	採石業、砂・砂利・玉石採取業	
3	畜産食料品製造業	
4	水産食料品製造業	
5	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
6	調味料製造業	
7	精穀・製粉業	
8	パン・菓子製造業	
9	動植物油脂製造業	
10	でんぷん製造業	
11	めん類製造業	
12	納豆・煮豆・豆腐・油揚げ製造業	
13	あん製造業	
14	冷凍調理食品製造業	
15	こうじ製造業	
16	清涼飲料製造業	
17	酒類製造業	
18	製氷業	
19	飼料・有機質肥料製造業	
20	繊維工業	
21	木材・木製品製造業（家具を除く）	
22	家具・装備品製造業	
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	
24	印刷業（謄写印刷を除く）	
25	写真製版業	
26	化学工業	
27	石油製品・石炭製品製造業	
28	プラスチック製品製造業	
29	ゴム製品製造業	
30	窯業・土石製品製造業	
31	鉄鋼業（加工を含む）	
32	非鉄金属製造業（加工を含む）	
33	金属製品製造業（加工を含む）	
34	機械器具製造業	
35	がん具・運動用具製造業（原動機を使用するものに限る）	
36	道路貨物運送業（貨物ターミナルを有するものに限る）	
37	水面木材倉庫業	
38	冷蔵倉庫業	
39	再生資源卸売業（プレス、洗浄、裁断、焼却を行うものに限る）	
40	百貨店、総合スーパー	
41	家畜市場業、魚市場業、青果物市場業	
42	給油業	
43	洗濯業（洗濯施設を有するものに限る）	
44	一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業	
45	洗張・染物業	
46	カラーフィルム現像業	
47	病院	
48	自動車整備業（洗車業を含む）	
49	その他の業であって、次の施設を有するもの	
	(1) ボイラー（農業用は除く）	伝熱面積が7㎡以上10㎡未満のもの。または、伝熱面積が7㎡未満のボイラーが2以上設置され、その伝熱面積の合計が10㎡以上のものに限る。
	(2) クーリングタワー	原動機の定格出力が1.5kW以上7.5kW未満であること。
	(3) 原材料堆積場	露天であって面積が500㎡以上のもの。ただし、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）および香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）に定めがあるものを除く。

